



新労発基 0110 第 5 号

令和 5 年 1 月 10 日

建設業労働災害防止協会

新潟県支部長 殿

新潟労働局長



令和 4 年度冬季無災害運動実施要領の策定及び降積
雪期における労働災害防止対策の徹底について(要請)

労働行政の推進につきましては、平素から格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟労働局では、2018 年度を初年度とする「第 13 次労働災害防止推進計画(5 年計画)」において、降積雪期における労働災害防止対策を重点施策の一つに位置付けているところであり、降積雪期の労働災害を防止するため、この度、別紙のとおり冬季無災害運動実施要領を策定し、冬季における現場の安全衛生管理はもとより、労働者一人ひとりに対する安全意識の啓発や安全衛生教育の実施等を推進することとしたところです。

例年、当局では、冬季特有の労働災害防止について働きかけを行っておりますが、昨冬の新潟県内の雪による労働災害(休業 4 日以上)の死傷者数は、243 人となり前年度比 84 人(25.7%)の減少となりましたが、道路貨物運送業においては、大型トラックの荷台屋根上で雪を取り除く作業中に高さ 3.7 メートルから地面に転落する死亡災害も発生しています。

特に冬季特有の転倒災害による被災者は 171 人と、雪による労働災害全体の 70%を占めており、発生場所では「駐車場」が 67 人(39.4%)と最も多く、通勤時、車の乗降りの際に車周辺で転倒する災害が多発しています。

また、年齢別では 60 歳以上で男女とも発生率が高く、特に 50 歳代・60 歳代の発生が顕著に多く、転倒すると重症化して休業日数が長期化している傾向となっていることや、最低気温が氷点下 2 度以下となると一気に転倒災害の発生リスクが高まる傾向が見られます。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対して、雪による労働災害防止を



的としたポスター(別添 2)及びリーフレット(別添 3)を活用の上、冬季における労働災害防止対策に万全を期すよう周知徹底を要請します。

<添付資料>

- 別紙 冬季無災害運動実施要領
- 別添 1 令和3年度冬季の雪による労働災害の現状
- 別添 2 ポスター「冬季無災害運動推進中」
- 別添 3 リーフレット「冬季無災害運動推進中」

(担当)
新潟労働局労働基準部健康安全課
〒950-8625
新潟市中央区美咲町1-2-1
新潟美咲合同庁舎2号館3階
TEL 025-288-3505
mail kenkouanzenka-niigatakyoku@mhlw.go.jp



冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい新潟特有の労働災害防止対策に取り組みましょう～

1 趣旨

新潟労働局では、2018年度を初年度とする「第13次労働災害防止推進計画(5か年計画)」において、降積雪期における労働災害防止対策を重点施策の一つに位置付けており、例年、冬季特有の労働災害防止について働きかけを行っています。昨冬の雪による労働災害(休業4日以上)の死傷者数は、243人(前年度比84人(25.7%))の減少となりましたが、このうち転倒災害は171人と、雪による労働災害全体の70%を占めており、発生場所では駐車場が67人(39.4%)と最も多く、通勤時、車の乗降りの際に車周辺で転倒する災害が多発しています。また、道路貨物運送業においては、大型トラックの荷台屋根上で雪を取り除く作業中に高さ3.7メートルから転落する死亡災害など重篤な災害も発生しています。さらに、年齢が50歳以上で男女とも発生率が高くなり、特に50歳代・60歳代の発生件数は顕著に多く、転倒すると重症化して休業日数が長期化している傾向となっていることや、最低気温が氷点下2度以下となると一気に転倒災害の発生リスクが高まる傾向が見られます。

年末年始の繁忙期を迎え、作業量が増加すると同時に、積雪・凍結といった気象条件やその悪化による交通事情等により、労働災害の増加が懸念される時期であることを再認識し、職場では余裕をもった行動と冬季特有の労働災害を防止するための特別な配慮が必要となることから、労働災害の減少を図るための「冬季無災害運動」を実施することとします。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年2月28日まで

3 主唱者

新潟労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1)労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2)事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3)ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1)経営トップによる年末年始を含む冬季における安全衛生方針の決意表明

(2)安全衛生パトロールの実施

(3)積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底

(4)交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進

(5)屋根雪除雪等による墜落・転落防止対策の徹底

(6)除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

(7)労働者に対する安全衛生教育の実施と安全意識の啓発

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の抜粋と思われる）

令和3年度 雪による労働災害の現状 (令和3年11月～令和4年3月)

令和4年10月
新潟労働局

1 年度別の推移

昨今の雪による労働災害(休業4日以上)の死傷者数は、243人(前年度比84人(25.7%))の減少となった。

一方で、道路貨物運送業においては、大型トラックの荷台屋根上で雪を取り除く作業中に高さ3.7メートルから転落する死亡災害など重篤な災害も発生しています。

2 業種別の内訳

業種別では、「小売業」で53人(21.7%)発生し、うち新聞販売業で28人発生している。次いで、「道路貨物運送業」で33人(13.6%)、「製造業」で26人(10.7%)となっている。

3 事故の型別の発生状況

事故の型別では、「転倒」が171人(70.4%)と最も多く、全体の約7割を占めている。次いで、「墜落・転落」が39人(16.0%)となっている。

4 作業別の発生状況

作業別では、雪による災害総数243人のうち44人が除雪作業で被災している。また、住宅の屋根除雪作業で15人が被災しており、そのうち屋根からの墜落災害で14人が被災している

5 月別の発生状況

月別では、「12月」に45人、「1月」に83人、「2月」に101人、「3月」に14人となっている。

6 冬季特有の転倒災害の概要

雪による災害総数243人のうち、171人が転倒災害で約70%を占めており、業種別では、「小売業」で42人(24.7%)と最も多い。次いで、「運輸交通業」が29人(17.1%)、「製造業」が22人(12.9%)などである。

発生場所においては、「駐車場」が67人(39.4%)と最も多く、通勤や帰宅の際に車周辺で転倒するなど多発傾向にある。

年齢別では、50歳代以降の転倒災害の発生が約68.8%を占め、身体機能の低下などにより発生リスクが高まることも一因と考える。

また、60歳以上で男女とも発生率は高くなり、特に50歳代・60歳代の女性で顕著に多く発生していることから、転倒すると重症化して休業を余儀なくされるなど療養が長期化するものと考えられる。

(参考) 最近の屋根除雪作業指揮者安全教育の実施状況

場 所 (月日)	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年		令和3年	
	魚沼 (11/15)	上越 (11/21)	魚沼 (11/19)	上越 (11/20)	魚沼 (11/15)	上越 (11/20)	魚沼 (11/13)	上越 (11/20)	魚沼 (11/11)	上越 (11/25)
受講者数	44	20	60	21	39	22	30	13	49	37